

2. 住まいの確保・再建のための支援

住宅の応急修理を行います



建設部建築住宅課
☎22-1153

◆応急修理とは

住宅が準半壊以上の被害を受けた方で、日常生活に必要な最小限の部分の応急修理を行うことにより、被害を受けた住宅での生活が可能となる場合、市が修理業者に次の金額を上限に依頼します。

◆対象となる方は

以下の条件のすべてに該当する方

1. (1) 住んでいた住宅が大規模半壊、中規模半壊、半壊または準半壊の被害を受けたと判定された方（全壊でも、被害を受けた住宅を、応急修理を行うことで居住が可能である方は含まれる）
- (2) 自らの資力では応急修理ができない方
- (3) 応急修理が令和4年6月15日までに完了する方
2. 中規模半壊、半壊、準半壊の場合、自らの

資力で応急修理できない方については、市が客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断します。
なお、全壊または大規模半壊の住宅被害を受けた方については、資力の有無を問いません。

◆上限額は

- ・居住する住宅が大規模半壊、中規模半壊または半壊の被害を受けた方
上限額：59万5千円
- ・居住する住宅が準半壊の被害を受けた方
上限額：30万円

◆申請に必要なもの

申請書、り災証明書(写)、被災写真、資力に係る申出書(半壊、準半壊の方)等

◆申請期間は

令和4年6月8日まで

宅地等の災害復旧費用を助成します



建設部建築住宅課
☎22-1153

◆宅地等災害復旧助成とは

被災した宅地の、のり面や擁壁、排水施設等の原形復旧工事を行う所有者へ工事費を補助し、宅地の早期復旧による住宅の安全を図ります。

※ただし、被災証明書が発行され、住宅に直接被害が及ぶ恐れがある場合に限ります。

◆対象となる方は

被災した宅地の、のり面や擁壁等の原形復旧工事を行う、当該被災宅地の所有者で、復旧工事が令和4年9月15日までに完了する方

◆対象となる工事は

1. 宅地に流出入した土砂の撤去及び復旧
2. 被災したのり面の復旧(崩れたのり面の修理)
3. 排水施設の復旧
4. 被災擁壁の撤去・再設置
5. 宅地亀裂等の修復

※ただし、工事費が消費税を除いて5万円以上のものに限ります。

◆補助の内容は

1. 補助率 2分の1以内
2. 補助金 上限額：100万円

◆申請に必要なもの

申請書、被災証明書(写)、復旧費用の見積書の写し、計画図面、被災写真、位置図等

◆申請期間は

令和4年9月8日まで